

第98号議案

貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還債務の免除に関する条例（昭和59年島根県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表医学生地域医療奨学金の項免除の条件の欄第1号中「3倍」を「2倍」に、「4年」を「3年」に、「1年5月以内」を「2年未満」に、「3年を」を「2年を」に改め、「加えた期間」の次に「。次号において同じ。」を加え、「その他」を「以外の」に、「除く。次号」を「除く。以下この項」に、「とき。」を「とき」に改め、「ときに限る。次号において同じ。）」の次に「。」を加え、同欄第2号中「3倍」を「2倍」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項ただし書の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成27年3月31日までに貸付けの決定を行った医学生地域医療奨学金については、なお従前の例による。ただし、同日までに医学生地域医療奨学金の貸付けの決定を受けた者（医師法（昭和23年法律第201号）による臨床研修を受けている者及び修了した者を除く。）で、この条例による改正後の貸付金の返還債務の免除に関する条例（以下「新条例」という。）の規定の例によることを同日までに規則で定めるところにより申請し、知事が認めたものの医学生地域医療奨学金については、新条例の規定の例によることができる。